

訪問介護事業所 ミライ・ケアサービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ミライサポートが開設する訪問介護事業所 ミライ・ケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定第1号訪問事業（生活支援訪問サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問介護等の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所の指定第1号訪問事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援（生活支援訪問サービスにあっては専ら生活援助を中心とした支援）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

3 訪問介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護事業所 ミライ・ケアサービス
- 二 所在地 広島県東広島市西条町御園宇 10718-31 第一下森ビル 301号

(事業者の名称等)

第4条 事業所の事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社ミライサポート
- 二 所在地 広島県東広島市西条町寺家 7902 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者（訪問事業責任者） 2人（常勤）
サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、訪問介護計画（第1号訪問事業計画）の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員（生活支援訪問介護員）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員（生活支援訪問介護員）等 3人（2人はサービス提供責任者兼務）
訪問介護員（生活支援訪問介護員）等は、訪問介護事業等の提供に当たる。
- 四 事務員 1人（管理者兼務）

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日～8月15日・12月29日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時から18時までとする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護（生活支援訪問サービスの場合は提供しません。）
- 二 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、または東広島市が定める額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証の負担割合分の金額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問介護等を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までに要する交通費（往復）を請求するものとする。当該交通費は、公共交通機関を使用する場合は実費を、また、自動車等を使用する場合は、1キロ当たり100円とする。

3 その他の費用として当日のキャンセル料は2000円を頂くものとする（第1号訪問事業サービスは除く）。

※但し、利用者様の様態の急変など緊急なやむをえない事情がある場合は不要とする。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、東広島市の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する訪問介護事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所（第1号訪問事業にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

（1） 虐待の防止に関する責任者の選定

（2） 従業者に対し、虐待の防止措置のための研修を定期に実施する。

（3） 虐待防止委員会を設置し定期的に会議を開催する。

（4） 虐待防止の為の指針を整備する。

（5） その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第13条 事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第14条 事業所は、訪問介護事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設置し、必要な体制を整備するものとする。

2 事業所は、前項の苦情について、その内容及び対応経過を記録し、当該苦情の再発防止に向けて必要な改善措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定訪問介護等の提供に関し、市町、広島県又は国民健康保険団体連合会が行う調査、指導若しくは助言に対して協力するとともに、当該指導又は助言を受けた場合には、これに従い必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関し、市町等が実施する苦情解決に関する事業に協力するよう努めるものとする。

5 事業所は、苦情申立ての方法及び相談先について、重要事項説明書及び契約書により利用者に周知するものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第15条 指定訪問介護事業所等は、指定訪問介護等を提供するに当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業所等は、指定訪問介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 繼続研修 年2回

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令等に定めるところによるものとする。

附 則

第1回 この規程は、令和8年2月1日から施行する。